

## 四日市市都市総合交通戦略協議会規約(案)

## (設置)

第1条 四日市市都市総合交通戦略協議会(以下「協議会」という。)は、四日市市域における総合的な交通戦略の推進を目的とし、都市総合交通戦略(以下「交通戦略」という。)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の策定及び実施に関する連絡調整並びに事業の進捗管理を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の3の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、設置する。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は、三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所内に置く。

## (業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を行う。

- (1) 四日市市域における総合的な交通戦略の推進に関すること。
- (2) 交通戦略及び連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 交通戦略及び連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 交通戦略及び連携計画に位置づけられた事業の実施及び進捗管理に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

## (組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者とする。

## (任期)

第5条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第6条 協議会は、会長、座長及び会計監査を置く。

2 会長及び会計監査は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 座長は、会長の指名によりこれを定める。

5 座長は、専門的な識見をもって第1条の目的の達成に必要な助言を行う。

6 会計監査は、協議会の出納を監査し、結果を会長に報告しなければならない。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め会長の指名する者をもって会長の職務を代理させることができる。

## (会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長又は会長の指名する者が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席又は委任がなければ成立しないものとする。

3 協議会の議決は、軽易なものについては出席又は委任した委員の過半数、重要なものについては3分の2以上の賛同をもって決することとする。

4 協議会は原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができるものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、協議会への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。

6 前5項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議事項の調整)

第8条 協議会で協議する事項のうち、委員が属する事業者等の了解が必要な事項については、事前に会長及び座長が当該事業者等との調整を行った上で、協議会に提案しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討及び協議を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 道路運送法第9条第4項の合意とは、道路運送法施行規則第9条の3に定める構成員の出席による分科会における協議及び承認により、これに代えることができる。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、四日市市都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務の委任)

第15条 会長は、その権限の属する事務の一部を会長が定める者に委任することができる。

2 前項の規定により委任された事務の執行にあたっては、その責任は当該委任された者に帰属する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成22年6月29日から施行する。

2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。